

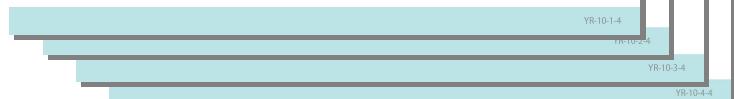
## ＝業界情報＝

## 「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」の一部改訂について

整備事業場において自動車ユーザーに対して「点検と予防整備の有効性の案内」及び「サービスメニューの提案」等を行う際に活用可能な「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」を平成26年度より振興会ホームページに掲載しておりますが、今般、令和3年4月1日からの自動車損害賠償責任保険料の改訂に伴い、当該資料のうち、「ユーザー向け点検・整備料金説明用資料」(乗用車編・貨物車編・二輪車編)の一部について掲載内容の改訂を行いましたのでお知らせします。

閲覧手順：『振興会ホームページトップページ』→『会員ページ』→『振興会からのお知らせ』  
→『「総合的なユーザー向け提案・説明用資料」はこちら』

※参考 今般改訂された内容(ユーザー向け点検・整備料金説明用資料の内の4ページ)



# OBD検査の概要について

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、下図のスケジュール及び流れで自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することとしております。

## ■OBD検査関係のスケジュール及び対象車両等

(2020.11.04)

	2021年10月	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
必要な情報管理に関する実費納付対象車両						
大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く検査対象自動車（軽自動車を含む） 【注1】 400円を自動車機構へ納付	必要な情報管理に関する実費徴収開始					
OBD検査対象車両 国産車：2021年10月以降の新型車（乗用車、バス、トラック） 輸入車：2022年10月以降の新型車（乗用車、バス、トラック）	OBD検査プレテスト開始 【注2】			OBD検査開始		
					OBD検査開始	
						OBD検査開始

【注1】納付対象車両はOBD検査の対象・対象外にかかわらず、大型特殊自動車及び二輪車を除く検査対象自動車（軽自動車を含む）となっている。

言い換えると、自動車検査証の自動車の種別が普通、小型（二輪を除く）、軽自動車の検査対象自動車が納付対象となる。

なお、ここでいう「検査対象自動車」とはOBD検査対象ではなく「新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査の対象自動車（軽自動車を含む）」を示す。

【注2】プレテストにおいて、OBD検査の対象となる装置の特定DTCが検出された場合においても検査不合格とはならない。

## 【OBD検査の対象となる装置】

- ①運転支援装置
  - ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
  - ・自動命令型操舵機能（レーンキープ）等
- ②自動運行装置
- ③排ガス関係装置

【参考】日整連支部による継続検査OSS申請時の自動車機構への「必要な情報管理に関する実費：400円」の納付方法は、現状、国へ検査手数料等を納付する手段として採用しているダイレクト納付方式が利用できないため、現在、代替方式を自動車機構と調整中となります。

## OBD検査の流れ

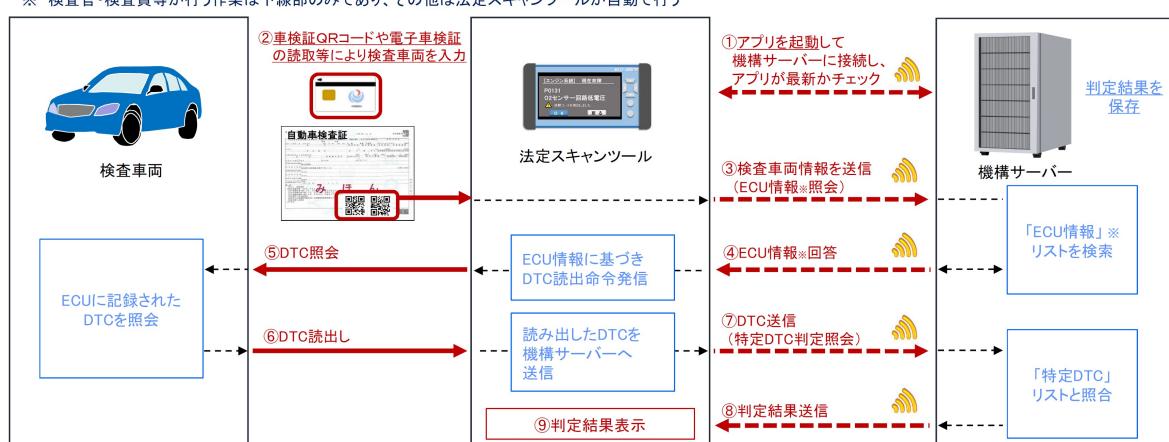
### OBD検査の準備

- 検査に使用する法定スキャンツールに最新の「アプリ」をインストールしておくこと。（アプリは機構HP等で無料ダウンロード）。
- 法定スキャンツールを検査車両に接続すること。



### 全国の車検場((独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会)、整備工場

※ 検査官・検査員等が行う作業は下線部のみであり、その他は法定スキャンツールが自動で行う



※ ECU情報：車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

# 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

国土交通省及び独立行政法人自動車技術総合機構より、令和3年10月1日より以下の通り自動車の検査の際に支払う法定手数料が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

## 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

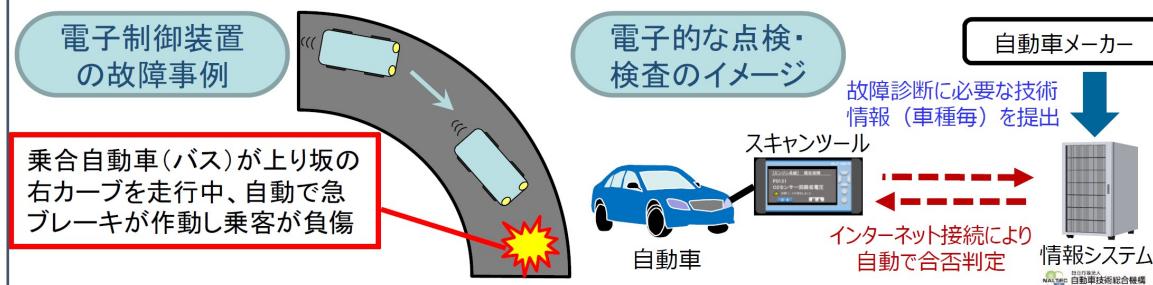
令和3年10月1日より

### 概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

### 何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及はじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



### よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくことしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



国土交通省

独立行政法人  
自動車技術総合機構  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

# 令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	–	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	(oss)1,000円	–	1,200 円	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

# 技術情報管理手数料の納付方法について

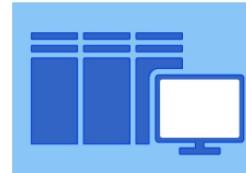
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

## 1. 登録車

### ① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済<sup>\*1</sup>によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



### ② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙<sup>\*2</sup>によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



100円



300円



400円  
新規発行



1300円



1400円



1700円



1800円

新規発行

## 2. 軽自動車

### ① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済<sup>\*3</sup>によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



### ② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金<sup>\*4</sup>でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

## 特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表の 改正について（指定工場の皆様へ）

今般、国土交通省より、令和2年4月からの特定整備制度の施行に伴い、「指定自動車整備事業点検表」を改正した旨、通知がありましたのでお知らせするとともに、振興会ホームページより次の手順で当該点検表のデータが、ダウンロード可能となっておりますのでご活用ください。

手順：『振興会ホームページトップページ』→『会員ページ』→『振興会からのお知らせ』  
→『特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表ダウンロード』

### ※参考 新旧指定自動車整備事業点検表比較

## 【旧】点検表

## 【新】点検表

### 指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者事業場管理責任者等

指定期間		点検日		年 月 日				実施者		結果	
事務連絡											
対象自動車		普通 (A)	普通 (B)	普通 (C)	小四	小三	小二	軽	大特	条件	結果
工具 数	B	名	内	外	名	名	名	名	名	条件	結果
1		1級整備士 <sup>(A)</sup>			名	名	名	名	名	条件(A)	結果(A)
2		2級整備士 <sup>(A)</sup>			名	名	名	名	名	条件(A)	結果(A)
3		3級整備士 <sup>(A)</sup>			名	名	名	名	名	条件(A)	結果(A)
		小計(A)			名	名	名	名	名	条件(A)	結果(A)
		1~3級整備士以外の工具			名	名	名	名	名	条件(A)	結果(A)

※ 2種類以上の登録士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する

3 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機器の監査上検査に合格した。監査時確認を行った本機器)

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

## 四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

### 山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前・午後		支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	(印)	
使用者			TEL	( )

### 車両情報

車両メーカー名			車 名			
初年度登録年月	年 月		型 式			
車台番号			エンジン型式			
グレード			車両データ	有	・	無 事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
令和 年 /		令和 年 / 午前・午後	年 /			

## スキャンツール利用申込書及び借用書

### 一般社団法人 山梨県自動車整備振興会 御中

品 名	ツール本体	日立 HDM3000 デンソーDST-2 インターサポート G-Scan 日本ベンチャーDT-3300				
	附属品類	取扱い説明書	ダイアグケーブル	データ取込用 CD		
使用日	令和 年 月 日 ( )	～	令和 年 月 日 ( )	まで		
<p>「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、上記の機器を貸出し願います。</p> <p>なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、免責費用を負担することを承知し、付属品も同様にした場合は、実費負担することを承知いたします。</p>						
支 部 名	支 部		認証番号	8 -		
事業場名						
事業主名	(印)		TEL	( )		
(注) 貸出しについては基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。						

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し教育課へ仮申し込みのFAXをして下さい。

※教育課窓口にて借り受ける時に、本「申込書及び借用書」を提出して下さい。

教育課 TEL 055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
令和 年 /		令和 年 /			令和 年 /		

## 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.113

### 【内容】車検後にオイル漏れが発生した

・車名：乗用車 ・登録年月：平成20年 ・走行距離：130,000km

会員工場で車検を終えて、25km離れた自宅に1時間40分かけて帰宅すると、車体下部にオイル漏れを認めた。工場に連絡したが営業時間外でつながらず、後日、積載車で引き取りに来てもらった。工場が確認すると、CVTのケース側に1cmくらいの穴があいており、ディーラーで原因を調べてもらおうとしたが、CVTを降ろさないと判断できるものではなく、降ろすには9万円程かかると言われた。勿論、降ろしても原因を特定できない場合もあるし、破損部位が中に入っていたら、修理しても更なるトラブルを招くことがある。リビルト品に載せ替えるなら50万円かかるとも言われた。車検後すぐのことなので、会員工場に費用を負担してもらいたい。

### 【対応】

当会の立ち位置等を説明した上で、話を聞き、相談内容を会員工場に連絡すると「車検時にオイル漏れとオイル量を点検したが問題はなかった。当社で穴を開けたのであれば、ピットにもオイルがこぼれているし、25kmも走行できない。また、点検時に手を加える箇所でもない。相談者は自宅から10km付近まで道路にオイルの跡が付いているのを確認しており、帰宅途中で何かがあったとしか思えないが、底面をぶつけた形跡もなかったし、CVT内部からなのかどうか原因は分からぬ」と説明があり、相談者に伝えた。

相談所としてメーカーのカスタマーセンターに相談することを提案したが、相談者から「工場にカメラがあれば記録を開示してほしい。会員工場で穴を開けていないことを証明してほしい」と要望があった。その旨を会員工場に伝えたところ、「逆に当社で開けたことを証明してほしい」と回答があり、そのまま相談者に伝えた。振興会は交渉に関与する立場になく具体的な話にも立ち入れないので、これ以上の仲介が無理なことを説明すると、相談者は「残された手段は裁判しかないのですね」と言い電話を切った。

### 検査予約キャンセル状況(5月分)

5月分のキャンセル多発事業場はありませんでした。ご協力ありがとうございます。  
引き続き、予約の申し込みとキャンセルには、十分なご配慮をお願い致します。

なお、5月分の検査前日の18時以前に予約を取り消した件数は次のとおりです。  
安定した予約制度とするため、確実な予約を行うようご協力ください。

5月分のキャンセル件数は次のとおりです。

普通車	274
軽自動車	988
合 計	1,262

車両火災発生のおそれ！！

オイルフィルタ交換時のガスケットの取り忘れに注意！！

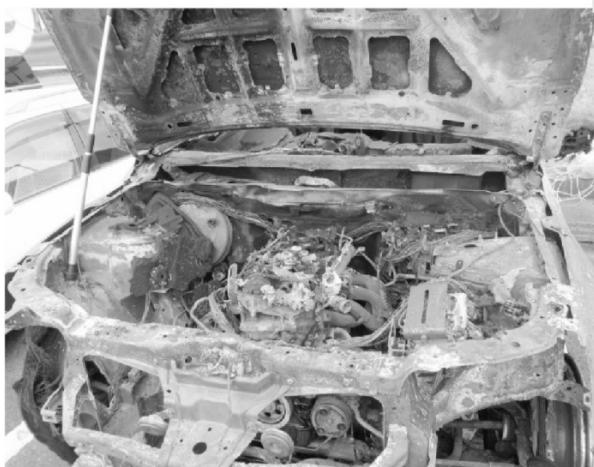
スズキ株式会社

オイルフィルタの交換作業でエンジンからオイルフィルタを取り外す際、ガスケットがエンジン側の取り付け面に貼り付いて残ることがあります。残ったガスケットを取り忘れて新しいオイルフィルタを取り付けると、ガスケットが二重となり、取り付け部からオイルが漏れて車両火災を引き起こす可能性があります。

ガスケットを二重に取り付けてしまうことを未然に防止するため、整備作業時の注意事項についてお知らせいたします。

## ■オイルフィルタ交換時の注意事項

- (1) 取り外した古いオイルフィルタにガスケットが嵌め込まれているか必ず確認してください。
- (2) エンジン側の取り付け面にガスケットが残っていないか必ず確認してください。
- (3) 取り付け面が目視確認できない場合は、鏡等を使用し必ず確認してください。
- (4) 新しいオイルフィルタを取り付ける際は、取り付け面の清掃を必ず行ってください。



全焼した車両



オイルフィルタ

ガスケットが二重となっていたことにより車両火災となった事例

## 携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

現在振興会・商工組合からの情報は、会報とホームページで提供しておりますが、会員の皆様の携帯電話へメールで、研修・講習などの日程やその他お知らせを配信するサービスを開始しました。

「受講を忘れていた」や「受講日を知らなかった」などを防げるサービスです。

お申し込みは、次のとおり簡単でスピーディーに登録できますので、是非ご利用下さい。

なお、ガラケー・スマートフォン、どちらでもご利用できます。

### 登録の手順

①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。

②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。

③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。

登録完了メール以降、随時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。

(タイトルが表示されない機種もあります。)

※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。

(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

### 配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ワインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供
8. 商工組合商品



## 今月の配布物について

国土交通省より、不正改造車を排除する運動のポスターと騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着の排除を啓発するポスターが配布されましたので各工場に掲示をよろしくお願い致します。

また、(一社)日本自動車整備振興会連合会より、不正改造排除マニュアルが配布されましたので、各工場においてご活用いただきますようお願い致します。

○不正改造車を排除する運動のポスター 各工場 1枚

○騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着の排除を啓発するポスター 各工場 1枚

○不正改造排除マニュアル 各工場 1冊



## ＝ 統 計 ＝

## 会員移動・変更状況について

### ◇変更

支部	認証	事業場名	代表者
東八	3 4 8	鈴木自動車整備工場	[変更前] 鈴木靖彦 [変更後] 鈴木 修
東八	1 1 9 6	(株)スズキ自販関東 山梨営業所	[変更前] 遠藤 徹 [変更後] 登澤通俊